

会長・副会長の選任について

任期満了に伴う委員改選により、会長、副会長の選任を行う。

○会長 1人 ○副会長 1人

【根拠】

米原市国民健康保険条例（抜粋）

（国民健康保険運営協議会）

第2条 法第11条第1項の規定に基づく米原市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医または保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 3人

米原市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

（会長および副会長）

第4条 協議会に会長および副会長をおき、全委員により、公益を代表する委員のうちからこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長および副会長に事故があるとき、または会長および副会長が欠けたときは、市長が会議を招集するものとする。
- 3 協議会の会議は、会長が議長となり運営する。
- 4 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議録の作成保存）

第8条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の会議録には、議長および協議会において定めた2人の委員が署名するものとする。